

○大妻女子大学短期大学部委託生規程

昭和46年4月1日  
制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学短期大学部学則(昭和49年4月1日制定)第41条第2項に規定する委託生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学許可)

第2条 委託生は、国内の公立の学校にあっては教育委員会、国立及び私立の学校にあってはその学校長、その他の団体にあっては所属機関の長から委託された者、国外の教育研究機関等にあってはその学校長又は所属機関の長から委託された者について、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 委託生は、研究事項について研修するに十分な学力がなければならない。

(入学手続)

第4条 教育委員会、学校長又は所属機関の長は、所定の願書に研修を志望する者の履歴書、健康診断書を添えて学長に願出するものとする。

(研修料)

第5条 委託生は、別に定めるところにより研修料を納付しなければならない。

(研修料の還付)

第6条 既納の研修料は、返還しない。

(入学期)

第7条 委託生の入学期は毎学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(研修期間)

第8条 委託生の研修期間は、1年とする。ただし、特別の事情のある者は、6か月又は3か月とすることができる。

(講義等への出席)

第9条 委託生が研究事項に関連のある講義又は実験実習に出席することを願出たときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

(研修結果の報告)

第10条 委託生は、所定の研修を修了したときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(研修証明)

第11条 所定の研修を修了したと認められた者には、研修証明書を交付することができる。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。